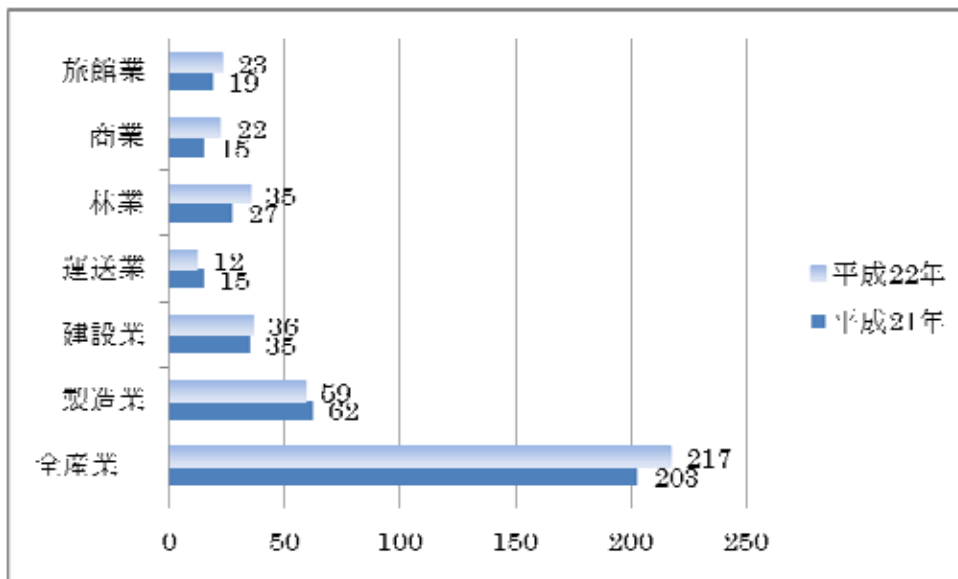


〈高山労基署だより〉

平成23年2月号

立春も過ぎましたが、雪や冷え込みにはまだまだ注意が必要で、飛騨の春はいまだ遠くにあるようです。1月は、全国的に豪雪で気温も低かったと報道されています。飛騨も記録的とまで言えないものの、ここ数年で最も降雪が多く、気温も低かったようです。幸いに雪や寒冷が原因での死亡又は重大な労働災害は発生していませんが、春の到来を期待しつつも、雪や凍結路面等への留意は怠りないようお願いいたします。

<平成22年の労働災害発生状況(速報)について>



平成22年の災害発生状況の速報値(1月末現在)がまとまりました。

平成22年中に発生した休業4日以上労働災害は、217件で、前年に比べ14件、6.9%の増加となりました。業種別では、製造業、運送業で減少、林業、商業、旅館業で増加し、建設業はほぼ横ばいとなりました。

死亡災害については、平成22年は4件で、前年に比べ1件減少しました。

災害発生状況は3月末で確定となりますので、確定値については、改めて4月に皆様にお知らせいたします。

<フォークリフトの無資格運転で送検>

2月15日、労働安全衛生法違反(フォークリフトの無資格運転)の疑いで、高山市の解体工事業、株式会社浅市商店と社取締役を岐阜地方検察庁へ書類送検しました。

これは、昨年9月22日に、同社の建物屋根上で、被疑者ほか3名が資材等の整理作業を行っていたところ、被疑者が運転するフォークリフトが屋根材として敷き詰めていた鉄板の端を誤って押したことにより、鉄板が屋根の桁から外れ、鉄板とともに一緒に作業していた作業員が4.9メートル下の床面に墜落して死亡した事故に関するもので、被疑者はフォークリフト運転の資格を有していませんでした。

昨年1年間に、全国ではフォークリフトを使用している作業中に45件の死亡災害が発生しています。フォークリフトのパレットの上に人を乗せて高所作業をしていて転落したり、走行中に段差に乗り上げて横転し運転者が投げ出されたり、フォークリフトの運転席から身を乗り出してマストと車体フレームに挟まれた

りと様々な災害が発生しています。物を運搬する機械として大変便利であることは確かですが、その危険性を十分に認識し、無資格者に運転させないことはもとより、使用方法、作業計画、整備等についても留意が必要です。

<リスクアセスメント講習会の開催について>

2月28日に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、「リスクアセスメント講習会」を開催いたします。労働災害の発生件数は、長期的には減少していますが、近年その減少傾向は鈍化してきています。これは、従来型の安全対策では限界があることを示しているとも言えます。そこで、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への考え方の転換が必要とされ、そのためのツールとして「リスクアセスメント」という手法が導入されてきています。

既に平成18年4月から「リスクアセスメント」の実施は、事業者の努力義務となっていますが、平成22年の安全衛生自主点検の結果では、飛騨地区においては、リスクアセスメントを実施していると回答があった事業場は28.9%に過ぎません。

本講習会では、リスクアセスメントの導入、実施について、事例等を示しながら、できるだけ具体的に説明を行うこととしています。

これからの災害防止対策の中心となるリスクアセスメントが、飛騨地域の職場の安全・安心を確保していくよう、当署においては、今後も、こうした講習会の開催のほか、個別に事業場にお伺いして、リスクアセスメントの導入、定着に向けての指導を行ってまいります。

<新たに2社で「はつらつ職場宣言」事業場に登録>

岐阜労働局、岐阜県労働基準協会連合会などで構成する「はつらつ職場づくり推進会議」が取り組んでいます「はつらつ職場づくり宣言事業場登録制度」につきましても、本労基署だよりにおいて飛騨地域での新規登録事業場について、登録のたびにご紹介しておりますが、1月に高山市の高橋建設株式会社様と飛騨市神岡町の株式会社アーク神岡工場様が新たに宣言事業場として登録され、「はつらつ職場づくり推進会議」から、登録証及び楯が授与されました。

これで、当署管内の登録事業場は13社となりました。登録事業場の名称、業種については、岐阜労働局のホームページに掲載されています。また、宣言内容についても、公開を了承いただいている事業場については、同ホームページで公開しております。

はつらつとして働ける職場を作るために、労使が共同で宣言を行うことには、様々な意義があり、できるだけ多くの事業場で取り組んでいただきたいと思います。是非、一度岐阜労働局のホームページをご覧ください、「はつらつ職場宣言」をご検討いただきますようお願いいたします。

当署といたしましても、今後とも、飛騨地域の事業場で一つでも多く宣言が行われるよう、機会をとらえて周知、勧奨に取り組んでまいります。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見る事ができます。(ホームページトップ労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

